

明石市長 丸谷 聡子
(公印省略 財務室契約担当)

制限付一般競争入札（電子方式）の実施について

制限付一般競争入札（電子方式）を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び明石市契約規則（平成 5 年規則第 10 号）第 5 条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

記

1 対象物品

- (1) 契約番号 2026001408
- (2) 物品名 軽四輪公用自動車（貨物）
- (3) 納入場所 明石市役所 本庁舎車庫
- (4) 物品概要 軽四輪 貨物・バン（※新車に限る）4 人乗り 2 台
- (5) 納期限 令和 9 年 3 月 31 日まで

2 入札参加要件（参加者は、次のすべての要件に該当していること。）

- (1) 明石市入札参加資格者名簿（物品・サービス）の物品の製造・売買の部に、契約の種類が「車両」で登録されており、かつ、業種区分が「自動車」で登録されていること。
- (2) 下記の①から④のいずれかに該当すること。
 - ① 明石市内の本店で登録している者（市内業者）
 - ② 明石市内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録をしている者（準市内業者）
 - ③ 兵庫県内の本店で登録している者（兵庫県内本店業者）
 - ④ 兵庫県内に支店・営業所等を有しており、同支店・営業所等において契約締結の代理人を置く登録をしている者（兵庫県内支店・営業所等登録業者）
- (3) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (4) 明石市契約規則第 3 条の規定に該当しないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が参加申込期日以前になされている場合はこの限りでない。
- (6) 明石市の指名停止期間中でないこと。なお、公告日から開札日までに指名停止措置を受けた場合は、参加資格を失うものとする。
- (7) 公告日において納期限が到来している明石市税を開札日の前日までに完納していること。
- (8) 仕様書等の内容を熟知し、内容等を十分に理解した上で入札に参加できること。

3 仕様書のダウンロード

公告日からダウンロード可能。

入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）の添付文書に「仕様書（PDF）」を添付していますのでダウンロードしてください。

4 仕様書等に対する質問及び回答

(1) 仕様書等に対する質問

入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）に記載している質問期限までに、入札情報サービスにログインの上、質問登録にて入力してください。

(2) 質問に対する回答

質問期限の翌々日午後1時以降に入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）の添付文書に掲載します。

5 入札参加申込み

入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）に記載している参加申請期限内に、「電子入札参加申請書」に必要事項を入力の上、電子入札システムより送付してください。

電子入札参加申請書は入札公告詳細（物品・サービス）の添付文書に掲載しています。

※上記期間内に参加申請書の提出が無い場合は入札に参加できませんのでご注意ください。

6 入札金額の取扱い及び契約方法

(1) 入札金額は、契約希望金額の110分の100で記載してください（税抜で記載）。

(2) 契約締結に際しては、落札金額に10%を加算した額で契約を行います。なお、1円未満の端数は、この金額において切り捨てます。

7 入札等の受付及び添付書類

入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）に記載している入札書提出期限内に、電子入札システムより入札書を送付してください。また、入札書送付時に下記アを添付してください。

添付書類の指定様式は入札公告詳細（物品・サービス）の添付文書に掲載しています。

ア 内訳書（指定様式）

※入札書送付時には必要書類をすべて添付したことを必ず確認してから送付してください。追加送付はできません。添付がない場合は無効となります。

※上記の仕様書等に対する質問及び回答の質問に対する回答をご確認の後、入札書を送付してください。

8 開札日時及び場所

(1) 開札日時 入札情報サービスの入札公告詳細（物品・サービス）に記載している開札日

(2) 開札場所 明石市役所 本庁舎8階 804会議室

9 入札保証金

免除

10 契約保証金

契約金額の10分の1以上を納付すること。ただし、明石市契約規則第25条に該当する場合は免除等を行う場合があります。

11 支払条件

前金払 無 部分払 無 全額完了払

12 予定価格（税抜）

2,861,000円

※予定価格を超える金額で入札を行った場合は無効となります。

13 暴力団排除に関する誓約書の提出について（契約締結時の注意事項）

明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱第5条第1項の規定により、契約金額が200万円を超えている場合には、落札決定者は契約締結時までに、自らが暴力団等に該当しない旨等を記載した誓約書を提出していただきます。

契約締結期限までに当該誓約書が提出されていない場合には契約を締結しません。

この場合において、入札、契約等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となりますのでご注意ください。

また、明石市入札参加者等指名停止基準別表第2第8項第8号アの規定により、指名停止措置（3か月）を行います。

14 契約条項等を示す場所

明石市契約規則、明石市物品売買契約約款、応募案内、入札のしおり等については、財務室契約担当及び明石市ホームページ（入札コーナー）において閲覧することができます。

15 入札に関する条件

- (1) 入札書が指定の日時までに到着していること。
- (2) 入札者が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (3) 入札者の記名があり、入札内容が明確であること。
- (4) 入札金額が明確であること及び入札金額が訂正されていないこと。
- (5) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる入札でないこと。

16 無効とする入札

- (1) 入札に参加する者としての必要な資格のない者の行った入札
- (2) 虚偽の申請により資格を得た者の行った入札
- (3) 入札に関する条件に違反した入札

17 資格審査及び落札決定について

- (1) 開札場所においては、一旦全件保留とし、参加資格について事後審査を行います。
- (2) 資格審査については、最低価格入札者から順次行い、審査の結果、参加要件を満たしていることが確認できた時点で落札決定を行います。
- (3) 入札結果は、入札情報サービスの入札・契約結果(物品・サービス)にて掲載します。

18 その他

- (1) 明石市法令遵守の推進等に関する条例（平成22年条例第4号）に定める不当要求行為等を行った場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (2) この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の業者登録一覧表で業者コード等を確認した上で申し込んでください。
- (3) 提出書類等に不備がある場合は無効となるので、この物品の入札に参加を希望する方は、事前に必ず明石市ホームページ「入札コーナー」掲載の「制限付一般競争入札の応募案内（電子方式）」を確認した上で申し込んでください。
- (4) 入札参加の際に提出を必要とする書類等において、虚偽の記載等の不正な行為が判明した場合には、明石市入札参加者等指名停止基準により措置されます。
- (5) 最低価格入札者であっても資格審査において必ずしも落札者とならない場合があります。この場合において、入札等に要したすべての費用について、明石市に請求することはできず、入札参加者の負担となります。

すのでご注意ください。

- (6) 明石市内に本店を有するか、明石市内の支店等に権限を委任している個人事業主が入札参加する場合、明石市税の納税状況確認のため、個人事業主が居住する住所地を開札日当日に確認することがありますので、ご注意ください。